平成２１年（フ）第１８３９号
横浜市金沢区富岡東２丁目６番５―904号
債務者　丹澤　俊一
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９２５号
横浜市保土ケ谷区今井町519番地２　グレイス保土ケ谷202号
債務者　石原麻理子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９７７号
横浜市中区不老町１丁目２番地７　1002号室
債務者　河合　義夫
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３５号
横浜市港南区上大岡東２丁目43番13号　ＭＫ上大岡ハイツ202号室
債務者　竹川　康子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８３号
栃木県宇都宮市御田長島町431番地
債務者　丸山　　亨
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９０号
栃木県宇都宮市御幸本町4672番地５
債務者　米倉　隆男
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９５号
栃木県小山市大字松沼46番地２
債務者　大島　兼英
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５００号
栃木県日光市平ケ崎64番地２　吉原アパート３号室、前住所京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前８番地の３　Ｌ―405
債務者　石月　三宏
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３８０号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地９棟307号
債務者　本田夕起子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８５９号
横浜市金沢区野島町８番６号
債務者　有我　弘美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９号
香川県坂出市谷町２丁目２番30号
債務者　田口　友香
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月26日午前11時40分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１３６９０号
埼玉県朝霞市西弁財１丁目12―26―107
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６９１号
埼玉県朝霞市西弁財１丁目12―26―107
債務者　佐藤香奈子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７０４号
栃木県宇都宮市徳次郎町1088―２Ｆ
債務者　櫻井　哲夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７０５号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1692―26
債務者　中田　光代
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７１０号
東京都葛飾区西亀有２丁目21―２―305
債務者　高橋和江こと　辺　　貞淑
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部